## ■令和7年度上半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令	随意契約理由
710.							開始日	終了日	第167条の2第1項)	
1	会計室	会計室	大東市指定金融機関事務業務委託	株式会社りそな銀行	27,500,000円	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第2号	地方自治法施行令第168条の2において、『指定金融機関は指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を終括する』『指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する』ことと規定していることから、当該業務は、大東市指定金融機関である者以外では行うことができないものであるため、随意契約を行うもの。
2	会計室	会計室	大東市税等口座振替データ分割統合業務 委託	株式会社 DACS	単価契約	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第6号	㈱DACSは、本市指定金融機関㈱リそな銀行と業務提携契約を 締結する企業であり、指定金融機関・収納代理金融機関間の データ伝送等、当該業務の品質、安全性を確保する体制が整備 されている。よって、競争入札に付することが本市にとって不利と 考えられるため、随意契約を行うもの。
3	会計室		大東市収納済通知書データ化等処理業務 委託	株式会社りそな銀行	単価契約	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第2号	当該業務は、公金収納事務を総括する指定金融機関事務業務と 密接不可分の関係にあり、大東市指定金融機関以外の者には業 務の履行が困難であると考えられるため、随意契約を行うもの。